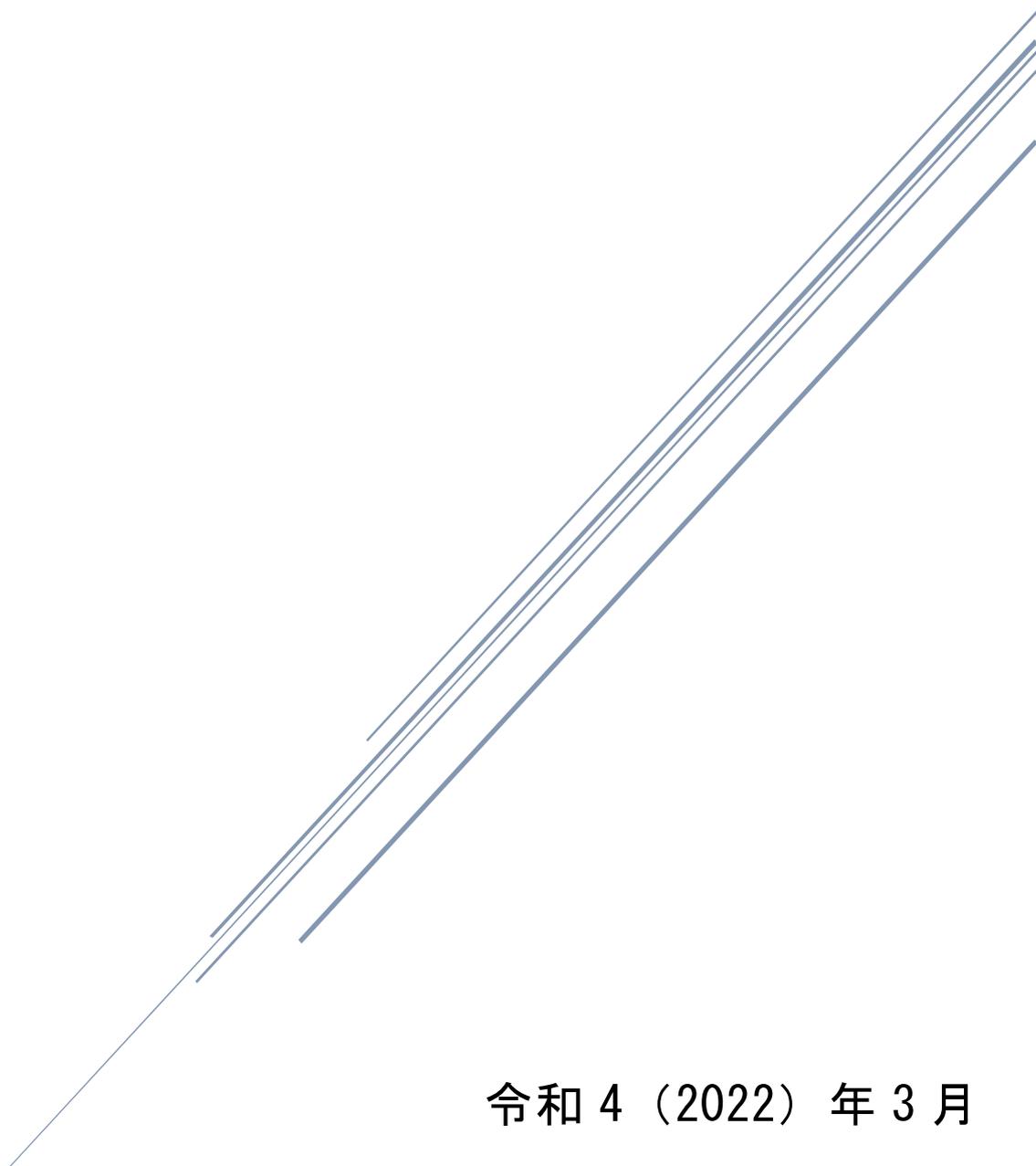


第2期羽村市スポーツ推進計画

スポーツを通じた 健康づくり まちづくり



令和4（2022）年3月

羽村市教育委員会

はじめに

令和 3 (2021) 年に東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、大会が 1 年延期され、原則無観客となるなど、安全・安心な大会運営のために数多くの困難を乗り越え、実施された大会となりました。市においても、キルギス共和国男子柔道ナショナルチームの事前キャンプや聖火リレーの公道走行など、予定していたオリンピック・パラリンピック関連事業の中止があったものの、市民体育祭へのオリンピック・パラリンピアン招致や節目イベントの実施などにより、大会の気運の醸成や市民意識の高揚が図ることができました。

大会では、野球・ソフトボール、空手、スケートボード、スポーツクライミング、サーフィンの新たな種目も追加され、日本選手団の活躍により、オリンピックでは 58 個、パラリンピックでは 51 個のメダルを獲得し大いに盛り上がりました。アスリートたちが日々自身を奮い立たせ、汗と涙を流した努力の積み重ねと、一緒に練習した仲間たち、指導者や家族の支えなど、沢山の方々に支えられて得た活躍が、私たちに勇気と感動を与えてくれました。

また、令和 4 (2022) 年に開催された北京 2022 オリンピック・パラリンピック冬季競技大会でも多くの日本人選手が活躍し、オリンピック・パラリンピックを通じ、多くの人々があらためてスポーツの素晴らしさやその必要性を実感した年となりました。

市では、こうした市民のスポーツに対する興味関心が高まっている中、市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、生涯にわたって親しむことができるスポーツ・レクリエーション活動を推進していくため、市独自の新たな「スポーツ推進計画」を取りまとめました。この推進計画を着実に実践することにより、スポーツを通じた健康づくり、まちづくりに全力で取り組んでいきます。

むすびに、本計画の策定に多大なご尽力をいただいた羽村市スポーツ推進審議会委員の皆様をはじめ、関係各位、市民の皆様に心から御礼を申し上げます。

令和 4 (2022) 年 3 月

羽 村 市 教 育 委 員 会

目次

第Ⅰ部 第2期羽村市スポーツ推進計画の策定にあたって	1
第1章 計画の背景	3
1 計画策定の目的	3
2 スポーツ推進の意義	3
第2章 スポーツを取り巻く動向	4
1 国の動き	4
2 東京都の動き	5
3 羽村市におけるスポーツの取組み	6
4 羽村市民のスポーツ実施状況	10
第Ⅱ部 第2期羽村市スポーツ推進計画	15
第1章 計画の基本方針	16
1 計画策定の位置づけ	16
2 本計画におけるスポーツの範囲	16
3 計画の期間	16
第2章 基本理念と成果目標	17
1 基本理念	17
2 計画終了年度における成果目標	17
第3章 基本目標と施策	18
1 基本目標	18
2 施策の体系	19
第4章 計画の推進	24
1 施策の実現に向けたスポーツ推進体制	24
2 スポーツ推進連携図	26
参考資料	27

**第 I 部 第 2 期羽村市スポーツ推進計画
の策定にあたって**

第 1 章 計画策定の背景

1 計画策定の目的

羽村市教育委員会は、スポーツ基本法に基づき、平成 27 (2015) 年 3 月に「スポーツを通じた 健康づくり まちづくり」を基本理念とする「羽村市スポーツ推進計画」(計画期間：平成 28 (2016) 年度～令和 3 (2021) 年度)を策定しました。この計画では、市民が週 1 回、1 時間程度のスポーツや運動をした割合(スポーツ実施率)を 7 年間で 50%に向上させることを目標とし、基本目標や具体的な施策を設定し、様々なスポーツ施策を推進してきましたが、令和 4 (2022) 年 3 月をもって計画の期間が終了することから、引き続き、生涯スポーツ社会の実現を目指し、令和 4 (2022) 年度を初年度とした「第 2 期羽村市スポーツ推進計画」を策定するものです。

2 スポーツ推進の意義

スポーツ基本法第 2 条では、「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。」と規定されています。

市民がスポーツ活動を行うことで、心身の健康の保持増進、体力の向上、生きがいと自己実現、市民相互のふれあいと親睦の深まりによる地域の活性化、青少年の健全育成等、様々な効果が期待されています。

第2章 スポーツを取り巻く動向

1 国の動き

平成23(2011)年6月に「スポーツ振興法」を全面改定した「スポーツ基本法」が制定されました。同法では、スポーツが、青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位向上等、国民生活において多面にわたる役割を担うことが明らかにされています。

その後、平成27(2015)年10月には、文部科学省や厚生労働省など複数の省庁が担っていた役割、施策を総合的に調整し、スポーツ行政を一体的に推進するため、スポーツ庁が設置されました。

スポーツ庁では、スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現を目指しており、平成29(2017)年3月に令和3(2021)年度までを計画期間とする「第2期スポーツ基本計画」を策定しました。同計画はスポーツ基本法の理念を具体化し、国、地方公共団体及びスポーツ団体等が一体となってスポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針として位置付けられています。

第2期スポーツ基本計画の概要

「第2期スポーツ基本計画」には、スポーツ政策の方針として、次のように示されています。

中長期的なスポーツ政策の基本方針

～スポーツが変える。未来を創る。 Enjoy Sports, Enjoy Life ～

- ① スポーツで「人生」が変わる！
- ② スポーツで「社会」を変える！
- ③ スポーツで「世界」とつながる！
- ④ スポーツで「未来」を創る！

今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

- ① スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実
- ② スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現
- ③ 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備
- ④ クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

2 東京都の動き

平成 14 (2002) 年 7 月に、東京のスポーツ振興に関する初の行政計画となる「東京都スポーツ振興基本計画『東京スポーツビジョン』」を策定し、平成 20 (2008) 年 7 月には、これを改定した「東京都スポーツ振興基本計画」を、更に平成 25 (2013) 年 3 月には、スポーツが持つ本来的な意義を踏まえ、都民の誰もが生涯にわたりスポーツに親しみ、健康的な生活を送ることができる社会の実現を目指して「東京都スポーツ推進計画」を策定しました。

また、平成 24 (2012) 年 3 月には、障害者スポーツの一層の振興を図ることを目的として、「東京都障害者スポーツ振興計画」を策定しています。

平成 30 (2018) 年 3 月には「東京都スポーツ推進計画」及び「東京都障害者スポーツ振興計画」を見直し、スポーツを通じて東京の未来を創造していくための羅針盤となるものとして、「東京都スポーツ推進総合計画」を策定しました。

令和元 (2019) 年にラグビーワールドカップ 2019™、令和 3 年 (2021) に東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 (以下、「東京 2020 大会」という) という世界的なスポーツ大会が東京で開催されました。新型コロナウイルス感染症により、東京 2020 大会は原則無観客の開催となってしまいましたが、アスリートたちの活躍が、老若男女を問わず多くの都民に夢や喜びを与えました。2 つの大会を通じ醸成されたスポーツや文化や教育への興味関心、新設された施設など、様々な大会のレガシーについて、東京の発展のために残していくこととしています。

東京都スポーツ推進総合計画の概要

「東京都スポーツ推進総合計画」には、スポーツ政策の方針として、次のように示されています。

～スポーツの力で東京の未来を創る～

- ① スポーツを通じた健康長寿の達成
- ② スポーツを通じた共生社会の実現
- ③ スポーツを通じた地域・経済の活性化

「する ・ みる ・ 支える」 の 3 つの視点で目標を設定

3 羽村市におけるスポーツの取組み

市では、平成 27（2015）年 3 月に「スポーツを通じた 健康づくり まちづくり」を基本理念とし、市民が週 1 回、1 時間程度のスポーツや運動をした割合（スポーツ実施率）を 7 年間で 50%に向上させることを目標とした「羽村市スポーツ推進計画」を策定しました。

上記に掲げた基本理念を実現させるため、4 つの基本目標とそれを達成させるための具体的な 17 項目の施策を設定しました。

基本目標ごとの市の取組みや成果は以下のとおりです。

基本目標 1 スポーツ環境の充実 ～楽しみにつなげるスポーツ環境づくり～

○総合的なスポーツ施設の整備

市民が安全で快適に施設を使用することができるよう、スポーツセンターのエレベーター改修工事（平成 29（2017）年度）及び第 3 ホールの畳替え（令和 2（2020）年度）、スイミングセンターの天井等改修工事（令和 2（2020）年度）、更衣室ロッカー更新（平成 29（2017）～30（2018）年度）等を実施しました。

屋外施設では、国庫補助金を活用し、令和元（2019）年 10 月に発生した台風 19 号の被害を受けた宮の下運動公園グラウンドの復旧工事（令和 2（2020）年度）を実施しました。

○スポーツセンターの管理と運営

スイミングセンター及び弓道場と同様に、スポーツセンターにおける指定管理者制度の導入について検討しました。現時点では、制度の導入の有無について結論には至っておらず、引き続き検討していくこととしています。

○スポーツ情報の発信基地

市が実施する各種スポーツ事業について、市公式サイトや広報はむら、メール配信サービス等を活用し、広く市民に周知しました。

また、令和 3（2021）年に開催された東京 2020 大会の気運醸成を図るため、競技種目の内容や見どころの紹介など、オリンピック・パラリンピック関連の情報提供を積極的に行いました。

○スポーツボランティアの活用

「市民体育祭」や「駅伝大会」の開催にあたっては、社会教育関係団体や町内会・自治会などから選出されたボランティアスタッフにより、円滑に大会を運営することができました。

また、東京 2020 大会関連の市独自事業等の準備や実施にあたり、延べ 436 名のボランティアが参加しました。

基本目標2 スポーツ・運動を通じた健康づくり～スポーツで健康保持・増進～

○健康を保持・増進するために

市民の生活習慣病を予防し、健康を保持・増進するため、幅広い市民を対象とした「歩き方教室」や「体力測定」、「健康・スポーツフォーラム」を開催しました。

また、安全で効果的なウォーキング方法等を掲載した「ウォーキングマップ」を作成し、広く市民に配布しました。

○スポーツや運動が苦手な子どもが気軽に参加できるイベント・大会の開催

子どもたちがスポーツに興味関心を持てるよう、一流アスリートを講師に迎え「走り方教室」を開催しました。

また、時季に関係なくスポーツ活動ができるように「少年少女球技大会」、「小学生ドッジボール大会」を開催するとともに、「綱引き大会」には、小学生の部を設けました。

○参加しやすいスポーツ事業の開催

「四季のウォーク」や「歩き方教室」などの事業を開催するとともに、スポーツセンター及びスイミングセンターのトレーニングルームでは、エアロビクスなど、初心者でも参加しやすいプログラムを実施しました。

地域住民に対して「チアダンス」や「バドミントン」、「スポーツ吹矢」等の市民が気軽に参加しやすい各種スポーツプログラムを展開している一般社団法人はむら総合型スポーツクラブはむすぽ（以下、「はむすぽ」という）に対して、活動の支援を行いました。



歩き方教室

基本目標3 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

～市民の誰もがスポーツに親しむ～

○ライフステージに応じた各種スポーツ事業の開催

少年期の市民を対象とした事業として「小学生ドッジボール大会」、「少年少女球技大会」、「走り方教室」「フィジカルトレーニング教室」を、青年期の市民を対象とした事業として「駅伝大会」、「綱引き大会」を、高齢期の市民を対象とした事業として「高齢者レクリエーションのつどい」、「フィールドゴルフ大会」等を開催しました。

○スポーツに親しむ基礎の育成

小・中学生以下を対象としたスポーツ団体に対し、施設使用料の免除や会場の優先予約、補助金の交付等の活動の支援を行いました。

また、市内3か所に設置している児童館では、遊びを通じて乳幼児の運動能力の向上を促す「あそびのポケット」「わんわんひろば」「こぐまひろば」を開催しました。

○青少年対象事業の充実

児童を対象とした事業として「少年少女球技大会」、「小学生ドッジボール大会」等を開催しました。

また、働き盛りの世代を対象とした事業として「ダイエット教室」「健康づくり教室（年末年始運動教室）」等を開催しました。

○保育付事業の実施

「パパママ向けの運動教室」の開催にあたっては、子育て中の市民の参加を促すため、保育付事業として開催しました。

○高齢者スポーツの推進

スポーツ活動を楽しむ機会を提供するため「高齢者レクリエーションのつどい」、「フィールドゴルフ大会」等を開催しました。

また、高齢期におこりやすいフレイルを予防するため「フレイル予防体操教室」を開催しました。

○障害者スポーツの推進

障害のある方もない方も、スポーツ・レクリエーションを通して交流し、親睦を深めることができる「障害者スポーツ・レクリエーションのつどい」を開催しました。

また、「市民体育祭」等にパラリンピアンを招へいし、障害者スポーツの普及啓発に取り組むとともに、「ボッチャ体験教室」や「ボッチャはむら大会」を開催しました。

基本目標 4 競技力向上に向けた選手育成、指導者の資質向上

～全国大会・国際大会をめざす選手を育む～

○ジュニア(小・中学生)の競技力の向上

東京 2020 大会を契機に、小・中学生の競技力向上を図るため、非営利活動法人羽村市体育協会(以下、「体育協会」という)において「ジュニア駅伝教室」、「小・中学生ソフトテニス教室」等を開催しました。

○競技会等での成績優秀者の表彰

スポーツ活動において国際大会や全国大会などに出場するなど、優秀な成績を収めた市民に「羽村市スポーツ奨励賞」や「羽村市教育委員会表彰」を授与しました。

○体育協会加盟団体の競技力の向上

スポーツ活動を行う市民が日頃の成果を確かめ、その能力をさらに向上させるために「総合体育大会」を開催しました。また、各種スポーツ団体へ施設使用料の減免や会場の優先予約、補助金の交付等の支援を行いました。

○高い技術に触れられる機会の提供

「市民体育祭」等にオリンピックやパラリンピアンを招へいし、高い技術や経験を肌で感じる機会を提供しました。

また、小・中学生を対象とした「走り方教室(競技力向上編)」及び「フィジカルトレーニング教室」には、講師に一流アスリートやプロチームのスクール担当コーチなどを迎え、子どもたちの技術力向上に取り組みました。

○指導者の養成・資質向上

市内のスポーツ団体の指導者等に対し「スポーツリーダー養成講習会」を開催し、指導者等の資質向上と指導力の向上に取り組みました。

また、スポーツ推進委員を中心に、障害者スポーツの普及啓発と指導者の育成を図るため、東京都が開催する障害者スポーツ指導者の養成を目的とした講習会等の受講を促しました。



スポーツリーダー養成講習会

4 羽村市民のスポーツ実施状況

市では、市民の市政に対する意見・要望などを把握し、今後の市の取組みや施策に活かすことを目的に、令和2（2020）年度に羽村市市政世論調査を実施しました。この調査における市民のスポーツ・運動に関する結果は以下のとおりです。

○年間のスポーツ・運動日数の調査

1年間で週に1回以上スポーツ・運動を行っている人の合計は55.9%となっています。このうち、週に1回以上（1時間以上）の人の合計は47.0%となっています。

一方、1年間でスポーツ・運動を「ほとんどしない」「全くしない」人の合計は40.7%となっています。



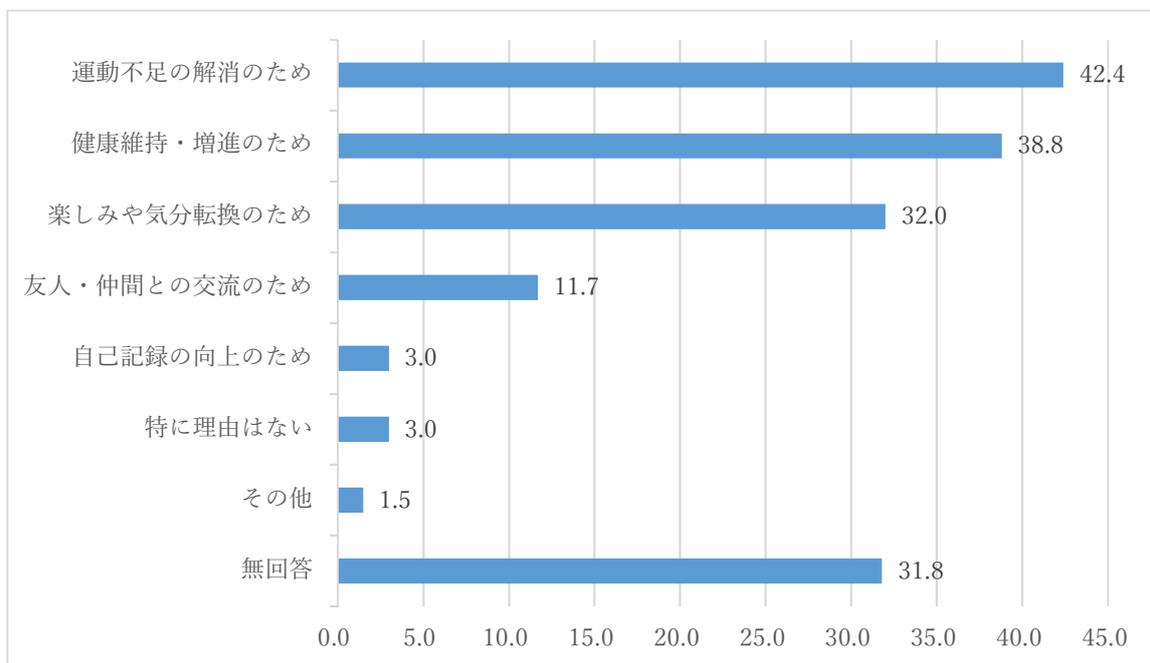
「その他」の回答内容	件数
毎日の仕事や家事が運動	2
毎日ウォーキングしている	2
コロナ禍で運動量が減った	2
毎日体を動かす	1
2～3か月に一度、3～4時間程度の散歩	1
体調が悪い	1

性・年代別で見ると、以下のとおりです。

		全体 (人)	年間のスポーツ・運動日数(%)							
			週に3 日以上	週に2 日以上	週に1 日以上 (1時間 以上)	週に1 日以上 (1時間 未満)	ほとん どしない	全くしな い	その他	無回答
全体		538	19.5	12.3	15.2	8.9	30.1	10.6	1.7	1.7
性 別	男	210	19.0	14.3	18.6	7.1	26.2	11.4	1.0	2.4
	女	315	20.0	10.5	12.7	10.5	32.4	10.5	2.2	1.3
性 ・ 年 齢 別	男・20歳未満	2	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
	男・20歳代	17	17.6	11.8	23.5	0.0	35.3	11.8	0.0	0.0
	男・30歳代	22	22.7	18.2	18.2	9.1	27.3	4.5	0.0	0.0
	男・40歳代	49	16.3	8.2	26.5	6.1	24.5	14.3	0.0	4.1
	男・50歳代	31	6.5	12.9	29.0	9.7	35.5	6.5	0.0	0.0
	男・60歳代	40	25.0	12.5	10.0	10.0	30.0	12.5	0.0	0.0
	男・70歳以上	49	24.5	20.4	10.2	6.1	14.3	14.3	4.1	6.1
	女・20歳未満	3	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
	女・20歳代	21	14.3	4.8	9.5	14.3	42.9	14.3	0.0	0.0
	女・30歳代	35	20.0	5.7	11.4	17.1	42.9	2.9	0.0	0.0
	女・40歳代	62	11.3	4.8	16.1	8.1	41.9	16.1	1.6	0.0
	女・50歳代	73	20.5	11.0	12.3	12.3	27.4	15.1	1.4	0.0
	女・60歳代	60	18.3	21.7	8.3	8.3	30.0	8.3	3.3	1.7
	女・70歳以上	61	29.5	9.8	16.4	8.2	21.3	4.9	4.9	4.9

○スポーツ・運動を行う理由の調査（複数回答）

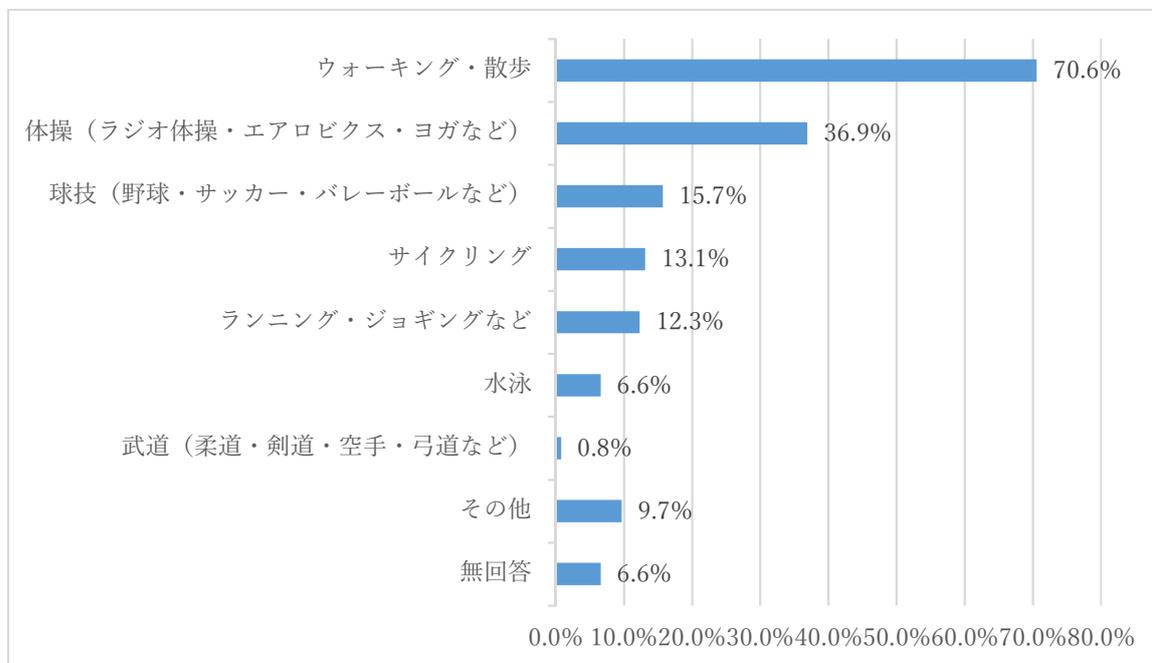
全体では、「運動不足の解消のため」が42.4%、次いで「健康維持・増進のため」が38.8%、「楽しみや気分転換のため」が32.0%となっています。



「その他」の回答内容	件数
子どものため	2
ダイエット	1
ペットのため	1
精神向上のため	1
その他	2

○この1年間に行ったスポーツ・運動の種目の調査（複数回答）

全体では、「ウォーキング・散歩」が70.6%、次いで「体操（ラジオ体操・エアロビクス・ストレッチ・ヨガなど）」が36.9%、「球技（野球・ソフトボール・サッカー・バレーボール・テニス・卓球・フィールドゴルフなど）」が15.7%となっています。



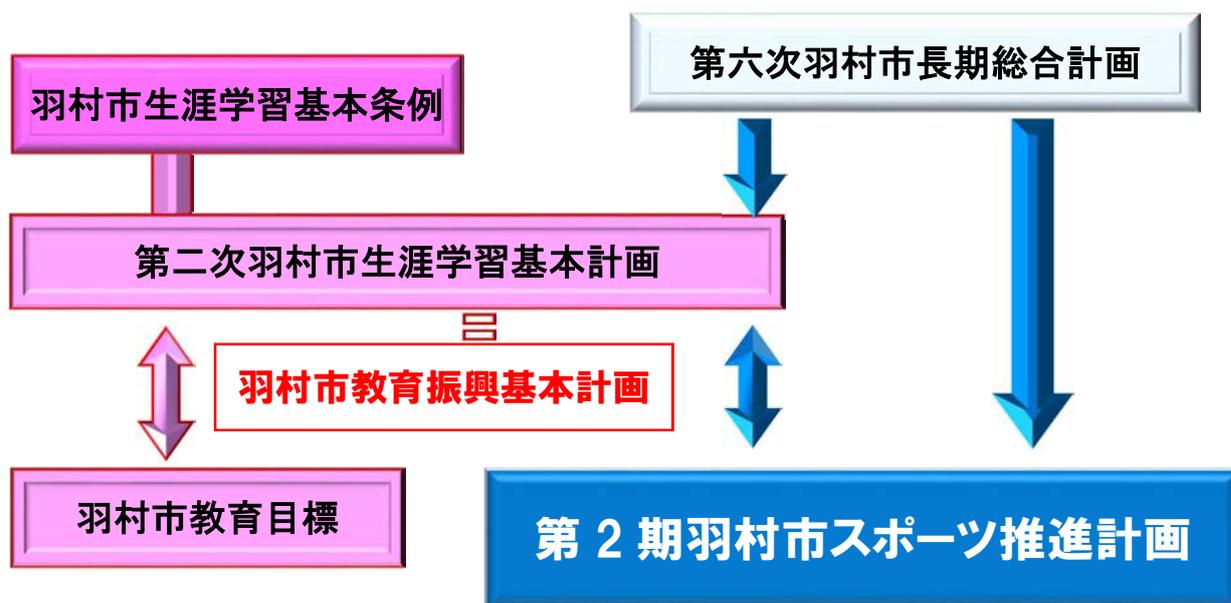
「その他」の回答内容	件数
筋力トレーニング	16
登山・ハイキング	8
乗馬	3
スノーボード	3
なわとび	2
舞踊	2
ゴルフ	2
その他	10

第Ⅱ部 第2期羽村市スポーツ推進計画

第 1 章 計画の基本方針

1 計画策定の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第 10 条の規定に基づく「地方スポーツ推進計画」として、第六次羽村市長期総合計画及び第二次羽村市生涯学習基本計画を踏まえ、市におけるスポーツ推進の基本となる計画として策定します。



2 本計画におけるスポーツの範囲

本計画では、スポーツをルールに基づいて勝敗や記録を競うものだけでなく、健康や体力の保持増進、遊びや楽しみを目的とした身体活動まで幅広く含むものとして捉えます。

本計画におけるスポーツ

- ・ 競技や記録の向上、競争など、一定のルールに則って実施する運動
例：野球・サッカーなどの競技スポーツ
- ・ 余暇時間等において、健康や体力の保持増進を目的とした身体活動
例：体操・ストレッチ、ウォーキング、ジョギング
- ・ 仕事や家事の最中に健康の保持増進、美容などを目的に実施する身体活動
例：自動車ではなく自転車や徒歩で移動、エレベーターではなく階段を利用
- ・ 気晴らしや楽しみ、交流を目的とした身体活動
例：ハイキングなどのレクリエーション活動、散歩

3 計画の期間

計画期間は、令和 4(2022)年度から令和 8(2026)年度までの 5 年間とします。

第2章 基本理念と成果目標

1 基本理念

「スポーツを通じた 健康づくり まちづくり」

市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、生涯にわたって親しむことができるスポーツ活動の実現に向け、基本理念を上記のとおり掲げます。

2 計画終了年度における成果目標

市民が週1回以上スポーツを実施した割合（スポーツ実施率）の向上



※令和2（2020）年度羽村市市政世論調査結果より

「あなたがこの1年間に行ったスポーツ・運動の日数はどのくらいですか」という問いに対して、

- ・「週に3日以上」19.5%、
- ・「週に2日以上」12.3%、
- ・「週に1日以上（1時間以上）」15.2%
- ・「週に1日以上（1時間未満）」8.9%を合計した数値

第3章 基本目標と施策

1 基本目標

第2章に掲げた基本理念を踏まえ、4つの基本目標を設定し、計画を推進していきます。

基本目標1 スポーツを通じた健康づくり

子どもから高齢者まで、それぞれの年齢や体力、技術、目的などに応じてスポーツに親しみ、生涯に渡って健康で暮らせるようスポーツを通じた健康づくりを促進します。

基本目標2 スポーツ文化の創造

市民が、いつでも、どこでも、誰とでもスポーツに親しむことができる環境を整え、スポーツを通じて人々が交流し、地域コミュニティが醸成されるスポーツ文化を創造します。

基本目標3 東京2020大会のレガシーの継承

東京2020大会を契機に、これまで取り組んできた教育・文化・スポーツ事業などをレガシーとして引き継いでいくため、スポーツ事業でのレガシーを整理し、継承していきます。

基本目標4 スポーツ環境の充実

スポーツを安全で快適に行えるよう競技場やトレーニング場を整備することが求められています。また、科学的な練習やルールに基づく試合を行うためには、良き指導者、審判員等が必要なことから、人材育成を含めた総合的なスポーツ環境の整備に努めていきます。

2 施策の体系

4つの基本目標を達成するため、具体的な17項目の施策を設定し、計画を推進していきます。

基本目標1 スポーツを通じた健康づくり

令和2(2020)年度羽村市市政世論調査において、年間のスポーツ・運動の日数の設問に、週に1回以上スポーツ・運動を行っている人の合計は55.9%と増加しています。一方「ほとんどしない」及び「全くしない」と回答した人は40.7%となっており、スポーツ・運動が習慣化していない市民が多いことが調査から明らかになりました。

市民が生涯に渡って健康で暮らせるよう、子どもから高齢者まで、それぞれの年代に合わせたスポーツ機会を提供し、スポーツを習慣的に実践する市民を増やしていきます。

施策1 スポーツ習慣の定着促進と健康事業との連携

- スポーツセンターやスイミングセンター等、各種スポーツ施設においてスポーツ機会を提供し、市民のスポーツ習慣の定着に取り組みます。
- 仕事や家事など日常生活の中での健康や体力の保持増進を目的とした運動について、効果的な方法等の周知を図ります。
- 高齢化の急速な進展に伴い、介護予防のための運動を主体とした事業を実施します。
- 大学等と連携して、運動を取り入れた健康教室等を開催します。

施策2 基礎的運動機能の育成

- 幼稚園・保育園及び各種スポーツ団体等と連携して、幼児期における運動の実践、普及に努めます。
- 学校教育活動を通して、子どもたちの運動機会の推進に取り組みます。

施策3 ウォーキング・ジョギング・スイミングの普及・促進

- 正しい姿勢で歩くための教室や、ジョギングのイベントを開催し、ウォーキングやジョギングの普及・促進に努めます。
- 水に慣れることや水中ウォーキング、アクアビクス等のスイミングプログラムを提供し、スイミングの普及・促進に努めます。

基本目標 2 スポーツ文化の創造

市ではこれまで、子どもから高齢者まで市民の誰もが参加できるスポーツ事業を開催し、地域コミュニティの醸成を図ってきました。しかし、少子高齢化や町内会・自治会加入率の減少等の影響を受け、事業によっては参加者や参加チーム数が減少傾向にあります。引き続き、市民がスポーツを通じて親睦を図ることができるよう既存の事業の見直しも含め、地域の活性化につながるスポーツイベントを検討していきます。

また、市のスポーツの振興、市民の競技力の向上等を担う体育協会は、令和4（2022）年3月現在20団体が加盟し、約3,700人が所属しています。しかし、加盟団体は年々減少傾向にあることから、新たなスポーツ団体の育成や発掘を目指します。

一方、はむすぼは、会員数や実施プログラム数が増加傾向にあり、市民の認知度も高まっています。引き続き、はむすぼの活動を支援することにより、市民がスポーツに親しむことができる環境を整えます。

施策4 スポーツによる地域コミュニティの醸成

- 新たな市民参加型のスポーツイベントを構築し、スポーツによる地域活性化を図っていきます。
- 町内会・自治会や社会教育関係団体によって開催されているスポーツ活動を支援します。

施策5 スポーツによる共生の取組み

- 市内の障害者団体との連携を図り、障害者のスポーツ習慣定着への取組みや、スポーツ・レクリエーションイベントへの参加を促進し、ともに生きる社会の実現に取り組みます。

施策6 総合型スポーツクラブへの活動支援

- 市民が主体的に運営し、多様なスポーツ・レクリエーション事業を展開するはむすぼの活動を支援します。



フィールドゴルフ大会

施策7 競技スポーツ団体の活動支援

○競技スポーツを推進している体育協会との連携を図り、各種スポーツ団体の活動を支援します。

施策8 観光事業とスポーツの連携

○羽村市観光協会と連携を図り、羽村市の地域特性を活かしたスポーツイベントを開催し、地域活性化を促進します。



ボッチャ体験教室

施策9 企業スポーツとの連携

- 企業と連携したスポーツイベントやスポーツ教室を企画・開催します。
- 企業に所属するスポーツチームの応援や観戦などに取り組みます。

施策10 学校と地域のスポーツ団体との連携

- 学校開放事業を通して、地域のスポーツ団体が活動する場を提供します。
- 中学校部活動の地域移行について、地域のスポーツ団体等との協議を進めます。



四季のウォーク

基本目標 3 東京 2020 大会のレガシーの継承

東京 2020 大会に向けた取組みの中で開催をした「市民体育祭」、「節目イベント」等では、延べ 20,000 人を超える市民が参加し、オリンピックやパラリンピアンから、スポーツの素晴らしさや価値を伝えることができました。この貴重な経験を活かし、更なる健康づくりの意識の高揚を図り、健康や体力の保持増進に繋げていきます。

また、オリンピック競技種目の体験教室等を新たに開催することで、市民のスポーツへの関心を高めるとともに、アスリートの育成支援に取り組みます。

パラリンピック競技種目であるボッチャの講習会と大会を開催し、障害者スポーツの普及啓発に取り組みました。ボッチャはこれまで、延べ 500 人を超える市民が参加し定着してきましたが、ボッチャ以外のパラリンピック競技種目については、実践している団体はなく定着していないため、新たなパラリンピック競技種目の体験教室等を開催します。

施策 11 オリンピック競技種目の普及・促進

○市民が様々な競技を実践できるよう、オリンピック種目の紹介や体験する機会を提供していきます。

施策 12 障害者スポーツの推進

○「ボッチャ」をはじめ、パラリンピック種目のスポーツ教室を開催し、障害者スポーツの普及に取り組みます。

施策 13 アスリートの育成

○ジュニアを対象にした各種スポーツ団体などの活動を支援し、生涯を通じてスポーツ活動を実践するアスリートの育成支援に取り組みます。

施策 14 スポーツボランティアの組織化

○スポーツ事業の運営に必要なボランティアスタッフが活躍できるよう、人材の登録などの組織づくりに取り組みます。



ボッチャはむら大会

基本目標4 スポーツ環境の充実

各スポーツ団体におけるプレイヤーズファーストのためのガバナンス(管理・統治)とコンプライアンス(法令順守)は、ますます重要となっており、スポーツリーダーの果たす役割が大きくなっています。こうした状況を踏まえ、スポーツリーダーの養成に取り組みます。

また、スポーツ施設については、老朽化が進んでいます。良好な環境でスポーツ活動ができるよう、施設の適正管理に努めるとともに、新たな手法による管理運営方法を検討します。

施策15 スポーツ指導者の養成

- スポーツ団体の指導者や役員を対象とした「スポーツリーダー養成講習会」を開催するとともに、東京都などが行う各種指導者研修の情報を各スポーツ団体へ提供し、指導者の指導力向上に取り組みます。

施策16 スポーツ施設の整備

- スポーツ施設については、必要に応じた改修や補修を行い、安心・安全に各種競技が実施できるよう、適正な管理に努めます。

施策17 スポーツ施設の管理運営方法の検討

- 市民サービスの向上のため、スポーツセンターの指定管理者制度導入について検討していきます。



スポーツセンター



羽村市スイミングセンター

第4章 計画の推進

1 施策の実現に向けたスポーツ推進体制

第3章の施策を実現させるため、羽村市、羽村市教育委員会、体育協会、はむすぽが役割を認識し、その役割を果たすため、相互に連携を図りながら取組みを進めます。

(1) 羽村市・羽村市教育委員会

第二次羽村市生涯学習基本計画前期基本計画の基本方針である「市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも学ぶことができる持続可能な環境を整え、多様な人々が共に学び合い尊重し合える学びを展開するとともに、学び直しと学びの循環や学びの場の提供と更なる広がりに向けた、学びを地域で活かすつなげる不易な仕組みづくりを進めます。」のもと、市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、生涯にわたって親しむことができるスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

このスポーツ活動を進めるためには、スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員協議会を設置するとともに、体育協会、はむすぽのスポーツ団体がそれぞれの役割を認識し、その役割を果たすため連携と協力を進めていきます。

(2) 羽村市スポーツ推進審議会

スポーツ基本法では、スポーツ推進審議会は、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議する機関であると規定されています。また、羽村市スポーツ推進計画や社会教育関係団体への補助金の交付等について、審議しています。

(3) 羽村市スポーツ推進委員協議会

スポーツ基本法では、スポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びにスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うことが、スポーツ推進委員の役割であると規定されています。子どもから高齢者、そして障害のある人が、気軽にスポーツ活動に参加できるようにするためのコーディネーターとしての役割も担っています。

(4) 特定非営利活動法人羽村市体育協会

体育協会は、その定款第3条において、「広く一般市民を対象として、スポーツの振興、健康体力づくり、競技力の向上及びスポーツ文化に関する事業を行い、スポーツを通して健全な精神の涵養を図り、明るく健康的な社会の建設に寄与することを目的とする。」としています。

市民参加のスポーツ大会、イベント等の開催などの市民スポーツの普及・促進事業、スポーツ指導者の養成、登録及び派遣事業、スポーツ施設の管理・運営事業などを行い、市のスポーツの振興を図っています。

また、指定管理者及び市の事業を受託する団体として、市のスポーツ推進のために行政との良好なパートナーシップのもと、その役割を果たしています。

(5) 一般社団法人はむら総合型スポーツクラブはむすぼ

はむすぼ（平成29（2017）年法人格取得）は、「スポーツ・レクリエーション活動を通して、誰もが『いつでも』『どこでも』『いつまでも』楽しく身体を動かし、健康で豊かな『人づくり』『仲間づくり』『まちづくり』をめざします。」を基本理念とし、地域住民が主体となって運営されているスポーツクラブです。

市民が気軽に参加しやすい活動を実践する団体として、市のスポーツ推進に大きな役割を担い、さらにはむすぼが市民に認知され、会員が運営に積極的に参加して、地域で幅広い年齢層が気軽に参加できるような活動を展開し、自立かつ継続的な運営を目指しています。



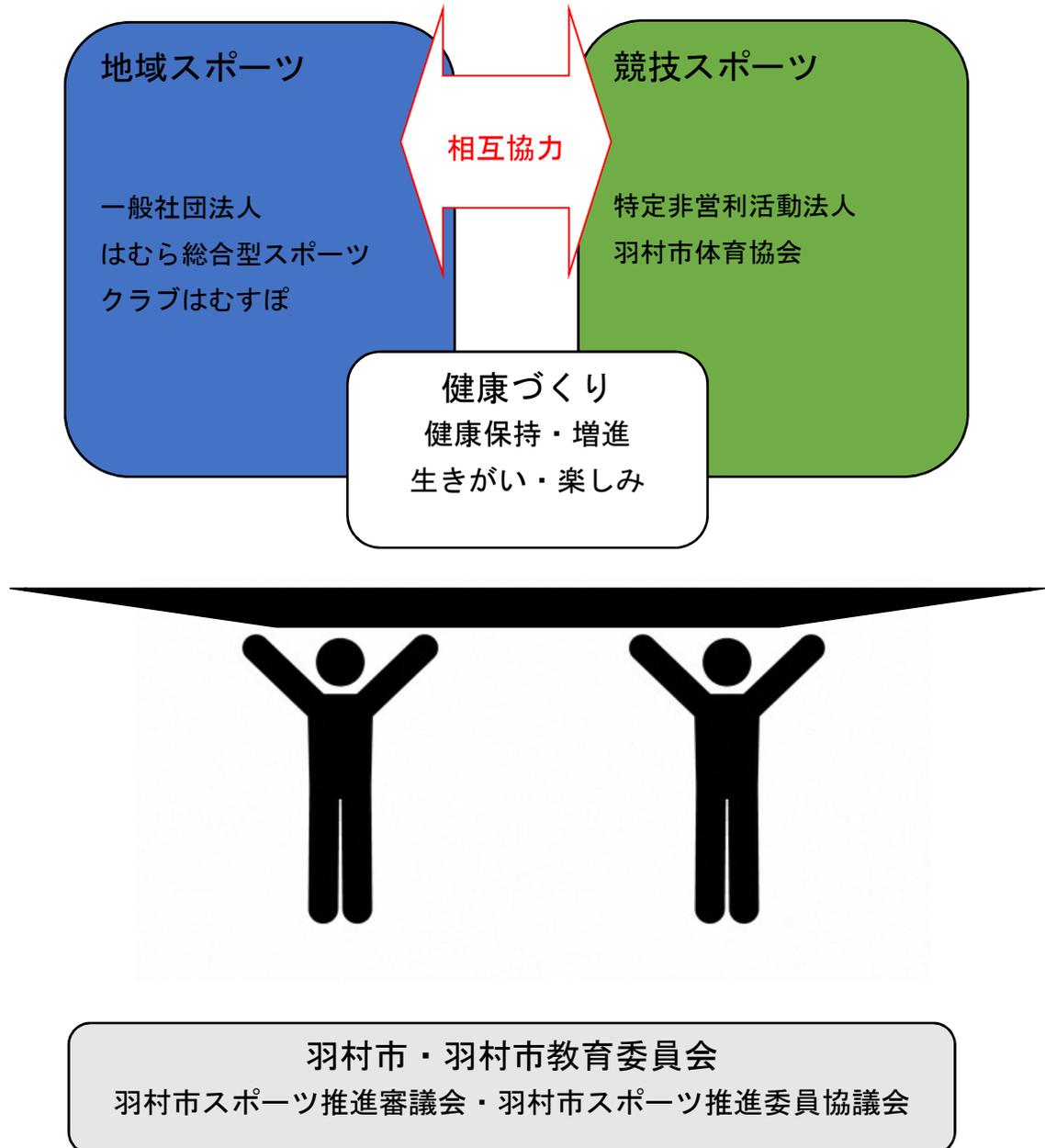
体育協会通常総会



はむすぼ

2 スポーツ推進連携図

各団体等が相互に役割を発揮するため、連携が図れるような体制を構築します。



参考資料

羽村市のスポーツ施設

施設名	住 所	施設内容
スポーツセンター	羽加美 1-29-5	第1・2・3ホール、卓球室、トレーニングルーム、第1・2・3会議室、和室
スイミングセンター	五ノ神 319-3	プール、トレーニングルーム、スポーツサウナ、第1・2会議室
弓道場	小作台 4-2-8	弓道場
武蔵野公園	栄町 2-5	軟式野球場、テニスコート
富士見公園	緑ヶ丘 4-11	陸上競技場、ソフトボール場、少年サッカー、多目的広場、テニスコート
あさひ公園	神明台 3-31	ソフトボール場
宮の下運動公園	羽加美 4-875 先	ソフトボール場、軟式野球場、サッカー場、子ども広場
堰下レクリエーション広場	羽 700 先	芝生広場、テニサイト、営火場1・2・3

羽村市の学校開放施設

学校名	住 所	備 考
羽村東小学校	羽東 2-18-1	体育館、校庭（夜間照明あり）
羽村西小学校	羽加美 4-2-9	体育館、校庭
富士見小学校	五ノ神 4-9-5	体育館、校庭
栄小学校	栄町 2-17	体育館、校庭
松林小学校	羽 4122-2	体育館、校庭
小作台小学校	小作台 4-13-1	体育館、校庭
武蔵野小学校	川崎 693-1	体育館、校庭
羽村第一中学校	羽中 3-6-33	体育館、校庭
羽村第二中学校	富士見平 1-16	体育館、校庭
羽村第三中学校	川崎 697-1	体育館、校庭（夜間照明あり）

○羽村市体育協会加盟団体

令和3(2021)年5月現在

No.	団体名	会員数	団体数	主な使用施設
1	軟式野球連盟	580	31	武蔵野公園、宮の下運動公園
2	陸上競技クラブ	26		富士見公園
3	剣道玉心会	92		学校体育館
4	柔道会	27		スポーツセンター
5	卓球連盟	25	4	スポーツセンター
6	スキー連盟	90	2	
7	ソフトテニス連盟	69	4	富士見公園、武蔵野公園
8	バレーボール連盟	339	15	スポーツセンター、学校体育館
9	ソフトボール連盟	1,020	40	富士見公園
10	テニス連盟	102	2	富士見公園、武蔵野公園
11	バドミントン連盟	34	4	スポーツセンター、学校体育館
12	弓道会	68		弓道場
13	ゲートボール協会	23	3	市内ゲートボール場
14	サッカー協会	565	17	富士見公園、宮の下運動公園
15	バスケットボール連盟	354	12	スポーツセンター
16	ダンススポーツ連盟	38	2	スポーツセンター
17	ゴルフ連盟	143		
18	インディアカ連盟	44	5	スポーツセンター、学校体育館
19	空手道連盟	30	2	スポーツセンター
20	合気道会	14		スポーツセンター

○はむら総合型スポーツクラブはむすぽ

令和3(2021)年5月現在

会員数：530人

実施プログラム

No.	プログラム名	No.	プログラム名	No.	プログラム名
1	ジュニアチアダンス	9	書き方教室	17	歩こう部
2	トランポリンクラブ	10	スポーツウエルネス吹矢	18	ハワイアンフラ
3	できすぽ	11	楽々健康バンド体操	19	夜のスイミング教室
4	ジュニアバドミントン	12	フィールドゴルフ	20	貯筋運動教室
5	西多摩ジュニア体操クラブ	13	みんなでダンス	21	ボディメイク筋トレ
6	KS体操クラブ	14	さわやかエクササイズ	22	アクア&スイム
7	ジュニアテニス教室	15	はむすぽヨガ	23	ピンピンコロリ
8	週末のバドミントン	16	大人のテニス教室	24	オンラインレッスン

○羽村市スポーツ推進審議会条例

昭和63年3月23日条例第15号

改正

平成23年6月20日条例第12号

平成23年9月16日条例第14号

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、羽村市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、10人以内の委員で組織する。

(会長等)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は会務を統括し、審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 審議会は会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。

(分科会)

第6条 審議会に特別の事項を調査審議させるために、分科会を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会に関する庶務は、スポーツの推進に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則（平成23年6月20日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年9月16日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

羽村市スポーツ推進審議会委員

任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日

◎会長 ○副会長

◎田村 義明	○堀 松 英 紀	新島 二三彦
中村 平	藤田 友美	杉 潤 典子
荒西 岳広	樗木 次男	田村 志津子
西 大 輔		



○羽村市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

令和3年7月20日
羽生ス発第982号

(設置)

第1条 「スポーツ基本法第10条の規定に基づく地方スポーツ推進計画」として、羽村市におけるスポーツ推進の基本となるスポーツ推進計画を策定するため、羽村市スポーツ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を推進計画としてまとめ、教育長に報告する。

- (1) 羽村市スポーツ推進計画の策定に関すること。
- (2) その他、羽村市におけるスポーツ推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は別表に定める委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事項について市長に報告するまでの間とする。

(委員長、副委員長)

第5条 委員会に、委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長は生涯学習部長の職にあるものとし、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長はスポーツ推進課長の職にあるものとし、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者の会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、スポーツ推進計画に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行し、第2条に定める事項について市長に報告した日をもって、その効力を失う。

別表（第3条関係）

役 職	所 属
委 員 長	生涯学習部長
副 委 員 長	生涯学習部スポーツ推進課長
委 員	企画総務部企画政策課長
委 員	財務部財政課長
委 員	市民生活部地域振興課長
委 員	福祉健康部障害福祉課長
委 員	福祉健康部高齢福祉介護課長
委 員	福祉健康部健康課長
委 員	子ども家庭部児童青少年課長
委 員	都市建設部土木課長
委 員	生涯学習部生涯学習総務課長
委 員	教育委員会統括指導主事

第2期羽村市スポーツ推進計画

スポーツを通じた 健康づくり まちづくり

令和4年3月

発行 羽村市教育委員会

編集 羽村市教育委員会生涯学習部スポーツ推進課

〒205-0016 東京都羽村市羽加美 1-29-5

電話 042-555-0033